



何でも無料生活相談実施中
e-mail: urano@jcp-seven.jp
携帯電話: 090-8049-4784

●ホームページ: <http://urano-satomi.jp>

浦野さとみ 検索

●Twitter: @urano_satomi

●Facebook: 浦野さとみ

聞かせて、
あなたのこと、
街のこと



新型コロナウイルス対策 支援制度のご案内②



くらし

1世帯30万円 生活支援臨時給付金 (仮称)

対象:世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、新型コロナウイルス感染症発生前に比べて下記の基準以下になった場合。


- | | |
|------------|--|
| ■単身世帯:10万円 | ※扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人あたり5万円加算 |
| ■扶養1人:15万円 | ※なお、月間収入が減少し、年間ベースにして住民税非課税となる低所得世帯なども対象となります。詳細は問い合わせを。(4月15日現在、対象範囲の拡大を政府が検討中) |
| ■扶養2人:20万円 | |
| ■扶養3人:25万円 | |

問い合わせ先:総務省コールセンター 03-5638-5855 平日 9:00～18:30
※申請窓口は中野区役所となりますが、詳細は今後、公表される予定です。

経済的なお困りごと、生活の様々な不安や悩みの相談

相談窓口:中野区役所 ① 生活援護課・生活相談(2階16番) 03-3228-8926
② 中野くらしサポート (2階16番) 03-3228-8950
※①②ともに、平日 8:30～17:00(祝日は除く)
※窓口が非常に混雑しています。窓口へ直接も可能ですが、まずは、お電話を。



こころといのちのほっとライン
0570-087-478 
(LINE 相談も可)

子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京
(児童虐待を防止するための LINE 相談) →



➡ 裏面もご覧ください



住まい



住居確保給付金（家賃補助） 4月20日から下記のように対象が拡充

対象: 経済的に困窮し、住宅を失った・失うおそれのある方。離職や廃業には至っていないが同程度の状況にある方（給付額は世帯や家賃により決定、最長9カ月まで）。

相談窓口: 中野区役所・中野暮らしサポート(2階16番) ※相談は予約制
03-3228-8950 平日 8:30~17:00(祝日は除く)



ネットカフェの休業などで寝泊まりする場所がない方

相談窓口: ①中野区役所・中野暮らしサポート(2階16番)
03-3228-8950 平日 8:30~17:00(祝日は除く)
②TOKYO チャレンジネット
0120-874-225 月~土 10:00~17:00(火・木は20:00まで)



東京都緊急事態措置にともなう感染拡大防止協力金

対象: 都内に事業所があり、都の休業要請や営業時間短縮の協力依頼に応じ、緊急事態措置期間中(4月11日~5月6日)に全面的に協力した中小企業・個人事業主。
(4月16日~5月6日までの期間、休業・営業時間短縮に協力した場合も対象)

■50万円(2店舗以上の事業者は100万円) ※対象施設はこちらから➡



問い合わせ先: 東京都相談センター 03-5388-0567 毎日 9:00~19:00
※4月22日に募集要項を公表し、受付開始。5月上旬から支給開始予定です。



事業全般に広く使える給付金（持続化給付金）

対象: 売上が前年同月比で50%以上減少している方(中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、医療法人、NPO 法人、社会福祉法人など)

■個人事業者: 上限100万円 ■法人: 上限200万円

問い合わせ先: 経産省相談窓口 0570-783-183 平日・休日 9:00~17:00
※申請に必要な事項の詳細については、4月最終週をめぐりに公表される予定です。

中野区公式 HP
特設ページ➡



東京都公式 HP
支援策まとめ➡



※それぞれのサイトは随時、更新されています



※掲載内容は4月15日現在で示されている一部の制度について(補正予算成立が前提)。
税の支払い猶予、国民健康保険料の減免、光熱費の支払い猶予などの窓口もあります。
制度について、個別のご相談など、お気軽にご連絡ください(表面に連絡先記載)。